

## 岡山市立学校教諭の懲戒等についてお知らせします

令和5年10月20日開催の教育委員会定例会において、以下のとおり2件の処分を決定しましたのでお知らせします。

### 1 岡山市立中学校教諭の懲戒処分について

#### (1) 被処分者

岡山市立中学校 教諭 20代 男性

#### (2) 処分内容

免職

#### (3) 事案の概要

当該教諭は、令和5年9月25日(月)、SNSを通じて知り合った女性が18歳未満であることを知りながら、わいせつ行為を行いました。

令和5年10月3日(火)、警察による任意の事情聴取を受け事実が判明しました。同日、教育委員会が本人へ聞き取りを行い、事実を認めました。

#### (4) 処分理由

当該教諭がした行為は、全体の奉仕者として誠実且つ特に遵法の精神と高い倫理性が求められる教育公務員にあるまじき極めて恥ずべき非行であり、市民の信用を失うだけでなく、岡山市の学校教育や岡山市立学校園に勤務する教職員に対する信頼や期待を著しく失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

#### (5) 管理監督責任

上司である校長に対し文書訓告を行いました。

## 2 岡山市立小学校教諭の懲戒処分について

### (1) 被処分者

---

岡山市立小学校 教諭 20代 男性

### (2) 処分内容

---

減給 10 分の 1 3月

### (3) 事案の概要

---

当該教諭は、令和5年9月18日(月)と21日(木)の2日間にわたり、市内大型店舗の女性用トイレに計9回侵入しました。

令和5年9月21日(木)、建造物侵入の容疑で逮捕されました。令和5年10月12日(木)、建造物侵入の罪で略式起訴され、罰金20万円の略式命令を受け、即日納付しました。同日、教育委員会が本人へ聞き取りを行い、事実を認めました。

### (4) 処分理由

---

当該教諭がした行為は、全体の奉仕者として誠実且つ特に遵法の精神と高い倫理性が求められる教育公務員にあるまじき極めて恥ずべき非行であり、市民の信用を失うだけでなく、岡山市の学校教育や岡山市立学校園に勤務する教職員に対する信頼や期待を著しく失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

### (5) 管理監督責任

---

上司である校長に対し口頭による厳重注意を行いました。

## 3 不祥事防止策について

- 全学校、全教職員に対する統一した不祥事防止の研修等を行い、教職員としての自覚の高揚と倫理の徹底の共通理解を図る。
- わいせつ行為の防止、性暴力の防止に特化した研修等を早急を実施する。

【教育長コメント】

教育関係者が総力を挙げて不祥事の根絶に取り組んでいる中、不祥事案件が連続して発生したことは痛恨の極みです。

子どもたちや保護者をはじめ、市民のみなさまに大変ご迷惑、ご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

今後、教職員に対する服務規律の徹底及び不祥事の再発防止に向けてこれまでの取組に加え、新たな取組を進め、教育に対する信頼回復に努めてまいります。

令和5年10月20日

岡山市教育委員会教育長 三宅 泰司

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

○ 岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程(抜粋)

(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

(別表に掲げられていない行為の取扱い)

第7条 別に定めるものを除き、職員が行った行為が地公法第29条第1項各号に該当する場合であつて、別表左欄に掲げる違反行為に該当しないときは、当該行為に類似する同欄に掲げる違反行為に対する懲戒処分の取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分を決定するものとする。

別表(第2条関係)

違反行為			懲戒処分の種類
幼児児童生徒関係	わいせつ行為等	幼児児童生徒に対しわいせつな行為を行うこと。	免職
公務外非行関係	淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	免職又は停職

【問い合わせ先】

岡山市 教職員課 斎藤・高井 直通086-803-1586 内線3831